

令和2年9月29日

厚生労働省
老健局長
土 生 栄 二 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則

令和3年度介護報酬改定にあたっての要望

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援をしてきました。介護保険法において、ケアマネジメント専門職として、その必要性を認識して努力を重ねてきました。

利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、生活に必要な市町村独自サービスの開発、災害時の被災者支援等、その役割は年々大きくなっています。

また、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種のサービスの提示と説明をし、利用者の自己決定を支援しております。

さらに、近年、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートが増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応するケースも増加しております。

このように業務は拡大している中で、介護事業経営概況調査等に示される収支状況から見て、居宅介護支援事業所の経営基盤は、他の介護保険サービスに比して、非常に弱く、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人員確保について、処遇の問題や介護支援専門員実務研修受講試験の受験者及び合格者の減少の実態もあり、更に困難になるのではと危機感を抱いております。ケアマネジメントに関する報酬・基準を検討するにあたっては、居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りが必要と考え、下記の通り、より適切に評価していただくことを強く要望いたします。

記

1. 居宅介護支援事業所の基本単位の引き上げによる経営状況の改善
2. 業務に応じた適切な評価や効率化を目指した介護支援専門員の処遇の改善
3. 居宅介護支援における担当可能件数上限の引き上げ
4. 居宅介護支援費の逓減制の緩和
5. 医療介護情報連携等を目的とした利用者との同伴受診（通院同行）の評価
6. 服薬管理や口腔ケアなどに係る多職種による連携の更なる推進
7. 介護予防支援における介護報酬単価の改善、委託に関連する業務負担の軽減

以上